

平成29年度第4回草加市みんなでまちづくり会議

議 事 録

1 開催日時

平成29年 1月25日(水) 午後7時～午後9時

2 開催場所

草加市立中央公民館 第1・2講座室

3 出席者の氏名

(1) 登 録 員 23名

(2) 事 務 局 みんなでまちづくり課：山中課長、藤倉課長補佐、木村主事、二見主事、吉田主事、福島主事
市民活動センター：亀山所長、細野主事、山口臨時職員

4 会議の議題

「草加市の魅力と経済活性化」

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

0人

7 会議の内容

別紙議事録のとおり

8 議事録署名人

青柳智江登録員、浅古経一登録員

平成28年度第4回草加市みんなでまちづくり会議
議 事 録

【実施日時】 平成29年 1月25日(水) 午後7時～午後9時

【実施場所】 草加市立中央公民館 第1・2講座室

【出席者】 まちづくり登録員：23名、傍聴者：0名

事務局：みんなでまちづくり課 山中課長、藤倉課長補佐、木村主事、

二見主事、吉田主事、福島主事

市民活動センター

龜山所長、細野主事、山口臨時職員

- ## 1. 開 会

- ## 2. 議 事

＜議題＞「草加市の魅力と経済活性化」

- ### 3. 閉 会

【議事内容】

-開会- 【事務局】 (亀山所長) 【事務局】 (山中課長) 【事務局】 (亀山所長)	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、平成28年度第4回草加市みんなでまちづくり会議を開催します。本日司会を務めさせていただきます、市民活動センター所長の亀山です。よろしくお願いします。 初めに、事務局のみなでまちづくり課課長 山中よりご挨拶申し上げます。 皆さんこんばんは。本日はお集まりいただきありがとうございます。平成28年度第4回目のみんなでまちづくり会議を開催させていただきます。第3回では、「草加市の魅力と経済活性化」をお話しいただき、各グループで草加市の魅力を挙げていただきました。第4回は草加市の魅力をどのように経済活性化につなげるか話し合っていただくことになります。少しでも草加市の経済活性化につながるような話し合いをしていただきたいと思いますので、本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議題に入る前に、この“みんなでまちづくり会議”の概要について手短かに説明させていただきますと思います。 本日、皆さまにお集まりいただいているこの「草加市みんなでまちづくり会議」は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき開催している会議です。この「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は市の条例の中で最も基本となるものとして、『だれもが幸せなまち』をつくるため、市政の基本となる原則や方針を定めるものとして施行されました。この条例の特徴は、市民の提案権や発言の場などを保障し、市民の皆さんが直接まちづくりに参加できるところにあります。 本日の話し合いの中で、テーマについて色々な意見を出し合い、意見交換をした結果、より良いものにまとまっていった、市に提案してみよう！ということになれば、皆さまのまちづくり計画を市に提案することが可能となっております。提案が提出されると、市は市政へ反映するかどうかを検討し、検討した結果を再度みんなでまちづくり会議の中で登録員の皆さまに公表・説明する仕組みになっています。以上のような位置づけの会議となっています。
---	---

	す。 それでは、皆さまにお配りした資料の確認をしていきます。 ★配布資料★ ①会議の次第 ②資料「平成28年度第3回みんなでまちづくり会議 意見の整理」 ③資料「みんなでまちづくり会議の運用」 ④資料「現代日本の川辺文化のイノベーション：北浜テラス」 ⑤自治基本条例条文 ⑥規則条文 ※④はまちづくり登録員より資料としていただきましたので、皆さまに参考として配布させていただきます。 ※⑤、⑥は今回配布しておりませんが、必要な方は挙手にてお知らせください。 次に、会議開催に当たり議事録を作成しますので、議事録の署名人を2名決定します。本日は、青柳智江様、浅古経一様をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
【議事録署名人】	はい。（議事録署名人了承）
【事務局】 (亀山所長)	青柳智江様、浅古経一様よろしくお願いいたします。 本日の議題は、まちづくり登録員からご応募いただきました「草加市の魅力と経済活性化」についてです。本日の会議の進行役ですが、前回の会議の中で、引き続きまちづくり登録員の青柳伊佐雄様と浅古経一様をお願いすることが決まっておりますので、この後、青柳様と浅古様の進行で進めてまいりたいと思います。それではよろしくお願いいたします。
【進行A】	ここ1、2年進行役を務めておりますので、最初より慣れてきましたが、まだ大変だなという思いでやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
【進行B】	本日、司会を務めさせていただきます。今回で4回目の進行になると思うのですが、まだまだ至らない点があるかと思います。よろしくお願いいたします。 まず、前回皆さんにお話しいただいた「草加市の魅力と経済活性化」の意見の概要について、各テーブルの資料にまとめてありますのでご参照いただければと思います。 次に、前回出していた草加市の魅力をまちづくり登録員に草加の魅力マップとしてまとめていただきました。この後、テーマ出題者に草加の魅力マップ、本日の議題の趣旨と意見出しの注意点についてお話しいただきます。よろしくお願いいたします。
【登録員A】	皆さん、こんばんは。今回「草加市の魅力と経済活性化」というテーマを出させていただきました。草加に来て5年、商売として整骨院をしているのですが、草加とはどのような所か、経済的な部分も勉強しながら今日に至っています。「レイクタウン等に多くの人が集っており、草加に人が集まるのが少ない。レイクタウン等に来た人に草加にも立ち寄ってもらえる魅力のあるまちづくりの方法はないか。またお祭りのように一過性ではなく、経済効果へとつなげられる建物等、人が集まる方法を探す。」ということが提案の趣旨ですが、前

	回欠席された方もいらっしゃると思うので、少しお話ししたいと思います。購買力が草加はあるらしいのですが、草加ではなく越谷にお金が落ちています。草加の魅力マップでも、人という項目に意見が集中していて、子育て中のママさんであっても、年配で退職された方でもかなりエネルギーに活動している方が多いことが分かりました。そのようなこともあり地域にもものすごく多くのお祭りがあることが意見として出ていました。ただ、お祭りといっても地域の人は知っているけど他の人は知らないというところで差があるのでは、という意見も前回出ていました。長年住んでいて分かる魅力と少し住んだときに分かる魅力と色々あると思います。私自身そういった魅力を聞いてみたいので、草加市の魅力を提案させていただきました。経済活性化は専門家という意識があるかもしれませんが、長く住んでいるからこそこ、自分の子どもや孫の意見とか、主婦としてとか色々越えて、このようなものにお金を使いたいという感覚でこのマップを経済活性化という部分で埋めていただきたいと思います。私自身経済学を取ったわけではなく、住んでいてこのようなものがあつたらいいなとか、それが経済効果につながって草加市が活気づいていく方法として取ればいいのかという部分で提案させていただきました。なので、人と違う意見、近所の人の意見、予算等を考えずに、このようなものがあればいいなと思うものを足していただきながら話し合いをしていただければと思います。よろしくお願いします。
【進行A】	ありがとうございます。今回もこれまでと同じようにグループに分かれて、意見の交換と整理を行っていききたいと思います。それぞれのテーブルにある魅力マップ等を使い、草加の魅力がどのように経済活性化に結び付くか話し合っていただければと思います。少しお話が前後しますが、私も司会役をやりつつ、この会議の特徴とは何だろうと考えていました。提案がされたとき、今までのこのような会議と何が違うのかと思ったりしています。今までのこのような会議は、市に対しての要望あるいは要求があり、市がやってくれたらいいなということがベースにある気がします。この会議は市にやってくださいではなくて、このまちを作っていきます、このようなことをやっていきましょうといった行政と市民が協働してより良いまちを作っていくのが、一つの役割なのかなと思っています。魅力マップで夢を追って、夢でもいいから夢を描いていって、どうすれば実現できるのか次のステップに向かって発展できるというかなと思っています。それでは、それぞれのテーブルでお話しをしていただければと思います。
	《グループでの意見交換》
【進行A】	それでは各グループで話し合ったことを発表していただきたいと思います。それでは、Dグループからお願いします。
【登録員B】	Dグループは今あるところの中から、こうしたらもっと活発に色々できるのではないかと、いうところから話に入っていました。まずはパリポリくんバスがあるのにあまり人が乗っていないのではという意見が出ました。そしてバス代を100円にしたらか、もっと交通網と合わせたらどうだろうとか、ただバスに乗るのではなくその先に何かがあるとした方がいいのではないかと話になりました。同時にバスの話から、ウォーキングロードを作るのはどうだろう、作るだけではなくいくつかポイントが必要ではないかとの意見が出ました。

	そこには、休み作りやバーの他、そこに行けばこのような味噌が買える等の情報発信をするバスマップやウォーキングマップがあったら良いとの意見も出ました。ウォーキングロードの整備が必要ですが、併せてサイクリングロード等、人がお祭りだけに来るのではなく、日々人が来た時に蕎麦がおいしいよとか味噌がおいしいよとかできたらいいと思います。最近、農家の体験ができます。イチゴ狩りや小松菜や芋等、草加の農家も元気にやっているところがあるので、もっと目立たせるマップが出来ると良いとの話がありました。また、レイクタウンまでの閑散とした場所に農家を活かした道の駅を設けると、駅から遠くなので車でも寄っていただける場所となりいいねとの話が出ました。草加は、若い人が子どもの顔の出た母子手帳用のかわいいカバーを作ることを仕事にしようと思っていたり、高齢の人でも何かを手仕事で作ったりしているので、出店できる場所づくりをしていった方が良いのではないのでしょうか。道の駅に出店できる場所づくりをすることも良いのではないのでしょうか。コミュニティセンター等の中でもできると良いのではないかという話が出ました。また、新聞やアプリケーション等で情報発信をしているが上手く伝わらない、活字離れが進まない。情報の出し方を考えてはどうでしょうか。町会のお祭りは多く実施されていると思います。例えば、松江北町会等。しかし調べようがないので、いつどのようなお祭りをやるのか分かると良い。そうすれば小さな子のいるママたちが大きなお祭りに行かなくても、近くの小さなお祭りに行けたら楽しいのではないかと思います。イベントのところでは、児童館祭りやB級グルメ等をやっていますが、一地域のためだけにやっていてもなかなか経済にはつながらないのではないかと、日々の方が大事ではないかという話が出ました。あとは、せっかくきれいな川があるので川や風景等が整備されたら、散歩ロード等がもっと活きて、もっと人が来て、魅力的なまちになるのではないかという話が出ました。
【進行A】	ありがとうございました。かなりまとまった発表だったと思いました。次にCグループ、お願いします。
【登録員A】	私たちのグループでは、地理や歴史からどのような経済効果が見込めるのだろうか、出せる範囲で出していきました。地理では、都心に近いので結婚式場等があれば外から人を集めることができ、結婚式で多額のお金が落ちるとの話が出ました。また、色々な食べ物や着物という面でも女性向けを出し、草加市で結婚をする草加市民の方に色々と草加市をPRできるのではないかという話も出ました。歴史では、旧道を案内してもらい、そこで実際にお茶をたて、旧道の雰囲気味わえるのはどうでしょうか。文化の方では、ハーブ以外にもクラシックやポピュラー、ジャズ等、他にも有名なものがあるので、草加在住でこれらを演奏できる人をもっとPRした方がいのではないかという話が出ました。市政の方ですが、パリポリくんバスに人があまり乗車していません。最初は人気で乗ったけど後は乗らないということもあるので、バスに乗るときに草加市のお店で3,000円以上買ったらバス1か月乗り放題とか、草加市のお店と連携してパリポリくんバスにお得で手軽に乗車できる特典を付けるのはどうでしょうか。また、草加市には市所有の葬儀場がないので、草加市民が安く利用できる市所有の葬儀場があるといいのではないかと意見が出ました。環境の方では、草加松原の松並木に休憩所やベンチといった休める場所がないので、休んだときに食べたりお茶したりできれば、市外の人たちも松並木を散歩できるのではないかという意見がありました。そうか公園では、船があっても環境上は乗れないと思うので、釣り堀ならできるのではないかと

	という意見もありました。あと、金婚式の方が桜並木で写真を撮るサービスをしているらしいのですが、それを結婚式と組み合わせて出し、草加の魅力としてユーチューブといったインターネットに載せてPRする方法もあるのではないのでしょうか。草加の観光巡りで、大型バスを停められるスペースがないので、小さい10人乗りのバスで簡単にできるバス旅行を企画できればいいのではないのでしょうか。子どもたちが大規模な室内のスペースで集まることのできる子どもの城のようなものが草加にないので、そのようなものがあればレイクタウンで遊ばせることのできなかった子育てしている人が集まってくれるのではないかと思います。あとはサイクリングロードについてです。草加はウォーキングだけではなく自転車に乗る人が多いので、サイクリングロードを作るのもいいのではないかとということで、3, 4人乗りの特殊な自転車に乗れる等の自転車の活性化をすると企業も大きく動くのではないかと思います。建物の方では、獨協大学の他にもう一つ大学があるといいのではということで、駅前の開発につなげられるような大学づくりや専門学校等の大型施設が駅にあると地価も上がるのではないかと思います。物産の方では、枝豆取り放題等をイチゴ狩りのようにできるといいのではないかと意見や、企業と協力し工業等の直売ができるようなものを他の地域から買いに来てもらったらどうかとの意見がでました。イベントでは、そうか公園には春に市外からイルミネーションを見に来る人が多いので、イルミネーションをもっと工夫できれば多くの人に来てくれるとの話や、そうか公園内にもう少し草加オリジナルのお店等を作れば、花火大会のときだけでなく冬にもお金を落としてくれるのではとの話や、そうか公園には人が多く集まるので、お店・施設・ホテル・旅行で宿泊できる寮を作ったらいのではとの話が出ました。最終的に私たちのグループでは、観光協会という組織が草加市にあるようですが、市がやっていることなのでそれを民営化するとの意見がありました。株主を草加市在住にすることや、ものを買いやすい金額にすることや、株主優待としてバリバリくんバス乗り放題等のポイントで新たに会社を設立すると、草加市が変わるのではないかと意見がありました。以上です。
【進行A】	ありがとうございました。次にBグループの方、発表をお願いします。
【登録員C】	Bグループは環境や歴史の問題と建物、中央図書館の問題について話し合いました。まず中央図書館の話からいきましょう。本を借りに行ったら分館にあると言われたので、もっと市民が希望する本を増やしてほしい。先進市では飲食をしながら自由に本が読めるので、そのようなアットホームな図書館があると、人々がもっと寄ってくる。歴史について、現状シャッター街が旧町のところにありますが、最近リノベーションにより2、3店のカフェができました。シャッター街のところをすてきなお店を作ってくれるように、若いお母さんが手作りのものを自由に売れるように、若い親子が活動できるように工夫していきましょうということになりました。最後に環境についてです。環境の活性化は松原を中心に考えるのが一番だよということです。そのためには下に流れる川をきれいにすること。満潮に乗ってたくさんゴミが来ます。そこは国の名勝草加松原です。最近きれいになったと言われていますが実状は違って、ゴミがいっぱいです。最近、草加パトラーズというカヌーの団体が一生懸命ゴミ拾いをしています。また、松並木に和舟やカヌーの案内がない。あとは松並木に売店やお休み処を作る。それで、松並木の南端の札場河岸のところに小さい自動販売機が1つしかないなので、そこで自由に食べ物を食べたり、若いお母さんがバザーができたらいという

	意見が出ました。公園法等、色々な縛りがあるのですが、全部排除してしまえば全てできると思います。それで私たちの中では、市は本気になって一緒にやってほしい、このことを強調する会になりました。あとは、松原の保管、松原南端の札幌河岸公園に工夫が必要、松原北端のお休み処を少し工夫して作ったらどうかとの意見が出ました。松原北端の会社から協力したいとの声も聞こえてきます。そのような皆が立ち寄れる魅力のある場所づくりを、名勝草加松原をもっと魅力的に人々を呼べるところに。最近ハイクタウンから松原を通して草加駅に行く人が多くいます。そのときに立ち寄っていただき、ワンコインでもお金を落としてもらったらどうでしょう。あと、松原北のジャブジャブ公園が自由に遊べなくなったようですが、もっと自由に遊べるように開放してほしい。綾瀬川のゴミ拾いをしているカヌーの団体が最近いて、きれいになってきているけれどもまだ汚いです。左岸広場の船着き場辺りにカヌーが出入りして、ハイカラなカヌー文化が波及できたらどうでしょうか。そして親子連れで寄ったり、お父さんお母さんが乗りに来たりと市民が親しめるような船着き場になると良いと思います。また、危険だと何でも禁止にするのではなく、カヌーだけではなくてザリガニやハゼを釣ったりできるといい。綾瀬川や伝右川は垂直護岸なので、一度川に落ちたら大変です。蛇籠を階段状に積み上げ、落ちててもすぐ登れるような護岸の工夫をしていくと、もっと水辺に親しめて、水辺の文化が波及できます。
【進行A】	ありがとうございました。整理された意見だったと思います。ではAグループの方、最後をお願いします。
【登録員D】	Aグループでも複数の意見が出ました。まず、草加市民が市外に行かなくても済むようにということと、花火大会を開催しているので市外から来た人たちに何かお金を落としていつて欲しいというところから考えました。女性の方からは食べる場所がないとの意見が出ました。おいしいものを食べに行こうとなると、都内まで行ってしまいます。オシャレな洋服を買いだいたいというときは自然と電車に乗って都内に行ってしまうことから、草加市から出なくてもオシャレができて、おいしいものを食べられたらいいと思います。例えば、イタリアンやフレンチ、海鮮の有名店を誘致してみてもどうでしょうか。子どものお洋服の店も以前はマルイにありましたが、今は1店だけしかありません。有名なお店も出て行ってしまったので、子どものお洋服も有名店を呼ぶという事と、女性のオシャレをするブティックも有名店を。あと、オリンピック選手が活躍されましたので、有名なスポーツショップも誘致したらどうでしょうか。まずは食べる場所。Dグループでも前回話に出ていましたが、魅力のある場所なので、松並木の北端の場所でお店をやる等、松並木や綾瀬川の近くでお店を。あの辺で散歩して、お茶を飲めて、おいしいものを食べて、さらにオシャレなブティックがあったらいいですね。他には、道の駅。草加には道の駅がないので道の駅を作って、そこで草加の色々な名産品を売しましょう。あと、せっかく煎餅があるので煎餅博物館のようなものを作って、色々なお煎餅ができる場所があった方がいいと思います。草加の駅に高架がありますが、草加にはたくさん待機児童がいるようなので、子育て世代を応援して、高架下を利用して保育園ができたらかどうかという意見が出ました。旧道で今も大きなイベントが行われていますが、一過性ではなく定例化にしてみてもどうかという意見もありました。移動式の遊園地が外国にあるようです。草加に子どもたち、若い人たちのために移動式遊園地があれば、市外からも人が来てくれるのではないかという意見がありました。

【進行A】	ありがとうございます。4つのグループでそれぞれ共通する部分や異なる部分があったように思います。草加松原の有効活用として、お店があつて休めるところもあればという意見が4つのグループに共通していました。他には道の駅の話がいくつかのグループで出ていました。ここで観光協会を会社として作ってはどうかといったユニークな意見等、他のグループの意見に対して感じたことや質問等がありましたら、共有化を図りたいと思います。
【登録員E】	柿木の工業団地についてですが、いつ頃できるのかははっきりしていないので何か情報がありましたら教えていただきたい。高架下を利用した保育園の話については、高架下はほとんどが東武鉄道の持ち物ですから、草加市が使えるスペースはもう残ってないのではないかと思います。高架下に保育園を作るのは無理ではないかという気がします。あと、駅前が過疎化されてしまっているので、これも何とかしたい。また私たちのCグループでは、歴史民俗資料館があるので観光のルートの一つにも入れてほしいとの意見が出ました。観光化を民間にして、SNSやクラウドファンディング等で銀行とともに草加市民にも融資してもらえれば、最初の投資資金を見込めるのではないかと。物を作るにしても、皆がボランティアとして材料や労力を持ち合わせれば最初の出資が少なくなるのではないかと思いますので、リノベーションとしての活用を考えてください。よろしくお願いします。
【進行A】	ありがとうございます。かなり広い範囲にわたってのご意見だったと思います。それでは、質問は最後に答えられるところについて市で答えていただくということで、次の方に移りたいと思います。
【登録員F】	いつも草加に友達を連れてくるのですが、松並木を見せた後に食べるところがないと感じます。私たちの年代になると少しオシャレをして、ゆっくり散歩して、おいしいものを食べられたらもっと友達を連れて来られるなと思います。松並木は名勝となっていますが、あまりにも何もありません。それは感じます。松並木で少しでもオシャレなものを買えて、雑貨屋さんやオシャレなカフェもあつて、食事や水辺でお茶をしてゆっくり話ができるとか、都内に行かないとあまりありません。そのような景色があるのだから、お金を落とせる方法を作っていかなければいけないと思います。以前はマルイに色々なメーカー品がありましたが、今はなくなってしまいました。北千住や銀座、日本橋まで行かなくてはいけないのかと。都内まで出なくてもいいようなまちになったらいいのではないかと思います。それでレイクタウンには若い方が行きます。雨でも集いますし、子どもたちをベビーカーで連れて歩いて行きますが、そのような広い場が草加にはないし作れない。そしたら松並木のところにも、いかに集客できる場を作るのか。お台場にヴィーナスフォートという場所がありますが、皆さん行かれたことはありますか。町並みが楽しめて落ち着くし、ブティックやおいしい食べ物屋さんもあるので、草加にもそのような場所が一つでもあれば、草加にも行ってみようとなるのではないかと考えています。これから先の草加をどうしたいのか考えていけるのではないかなと、夢を描けた時間でした。ありがとうございました。
【進行A】	ありがとうございました。他にはいらっしゃいますか。

【登録員C】	先日、マルイとヨーカドーで知り合いと食事をしましたが、駐車料金が400円でした。三郷や越谷に行くと広い駐車場が無料です。だから草加から皆逃げて行ってしまう。市は本気になってやってほしいという人たちの願いを一步決断していかないと、このまちは廃れていく一方です。よく考えてほしいと思います。以上です。
【進行A】	ありがとうございます。もうお一人程、いらっしゃいますか。
【登録員G】	皆さんがおっしゃった色々なことをつないで現実にするのは、我々が言った観光協会を株式会社にするということなんですよ。今、草加市にはイベントがたくさんあって、色々なお店や会社が頑張っています。でもそれをつなぐ観光協会があまり機能していません。この観光協会が役所主導で動いているからできないのかなと自分では思っていますが、自分たちの考えでアイデアを現実のものにするには、観光協会を株式会社にした方法ではないかと思っています。テーマ提案者は色々な夢を語って、こうすれば経済活性化するのではないかと言っています。将来もっと楽しく活性化させたいという若い人の想いも、そのような会社がきっかけになるとしますので、想いをつなぐことのできる会社を作るのが一つの提案ではないかと思っています。
【進行A】	ありがとうございます。話がまとまってきたと思います。最後にもう一人、お願いします。
【登録員B】	Dグループの発表で、浅間様のことを報告していなかったもので、今すぐにでもできることや身の回りのまちからまちを見直したりすることを【進行B】に話していただければいいなと思います。
【進行A】	それでは、お願いします。
【進行B】	簡単にお話しさせていただきます。私は瀬崎に住んでいますが、瀬崎には浅間神社が古くからあります。そこの青年会に入りましたが、今まで浅間神社っていうのは宣伝をほとんどしてきませんでした。今は神社の総代さんたちと一緒にパンフレットを作り、今年配りました。また、ホームページ作りにも取り組んでいます。ホームページを作ればSNSだったり、色々なところに宣伝できるので、検索しても上位にくるような仕組みも今考えて取り組んでいます。浅間神社の小道を浅間神社通りと名称をつけて、今年の3月から看板を立てる取り組みをしています。そのような小さいことかもしれないのですが、それを足掛かりにして5年、10年先、徐々に広げて草加全体、または県内、足立区と広げていきたい。今そのようなことを地元の人、瀬崎の人で考えています。以上です。
【進行A】	ありがとうございます。浅間様っていうと、千葉県佐倉市に北陸の歴史民俗博物館があります。そこに浅間神社の裏手にある富士塚の写真が紹介されていたのをご存知でしょうか。最近行っていないのでどうなっているか分からないのですが、浅間神社の話で思い出しました。さて、それではそろそろ21時近くなったので話をまとめないといけません。今までお

【登録員A】	話ししてもらったことについて、もう一回テーマ提案者にまとめてもらうことが一つ。それともう一つ、次回の会議をどう進めるか相談しなければいけません。次回の会議の進め方について、新しいテーマを取り上げるかもう少しこの話を深めるか最後に話し合いたいと思います。それでは、話し合ったことについて、まとめてみていただけますか。 草加の魅力について皆さんの観点で何が足りないのか話し合っただき、男女問わず多くの共通点が出てきたりして大きな収穫となったと思います。ただ前回課題となっていた草加市のPR面や企業とのコミュニケーション等、今の状態ではつながりがなく、もったいない状態になっています。いい人材がいて、いいものがあって、足りないものがこれだって皆さんの多くの意見があるのにも関わらず動けていません。第3の機関という形で私も市やまちづくりをプロデュースするというある意味での会社作りが必要なのではないかなと思います。それを草加市でやることで全国につながるモデルになります。草加市は芸術家等の多くの人材もいるので、人材を活かしたまちづくりが私の中での最終結論です。他のまちのモデルができて草加独自のモデルによって、草加が活性化するという実績を作れば、それが全国につながります。まだ開発できていない地域でも、そこでの新たな何か希望のようなものが見れるのではないかなと思います。テーマも広範囲になり、色々な意見が飛び交い、短い時間の中で考えすぎかなってなってしまったと思います。ただ、もう少しじっくり話しても面白い意見が出たりとか、今は夢と希望なのでもう少し専門的に見て行ったらどうなのかとか、予算組んだらどうなのかとか、どのような機関に下ろしたらいいのかとか、実際にそれは実現可能なのか等を考えていくと草加市が変わるのではないかなと思います。楽しい話し合いになったと思います。ありがとうございました。
【進行A】	ありがとうございます。今まで一つのテーマについて2回で一区切りにして、次のテーマに移る形で2年程やってきました。お一人でいくつも提案いただいている方もいらっしゃいますが、できる限り多くの提案を議論していこうということで一人一つで進めてきました。次回に向けて、現在新しい提案は寄せられていないようです。先程、どうすれば実際のものにできるのか、担い手は誰なのか具体的に深められたらという話がありました。市との打合せでは今日ここまで議論できるといいねとの話もありましたが、より意見を出していただくために、ここまでやりませんでした。今日出たことで市が関与しないとできないこと、私たちがまだ知らないグループ、共有化されていない活動をしている企業等もあると思います。次回はそのような情報を整理し出してもらいながら、この意見はどこに働きかければいいのかまで議論を進めてはどうかと思います。いかがでしょうか。
【登録員】	《賛成》
【進行A】	ありがとうございます。次回は4月26日の開催ですが、具体的な進め方については事務局と相談していきます。それでは進行は事務局にお返しし、先ほど質問があったことについて答えられることはところどころ触れていただければと思います。
【登録員C】	この話に出てきているものを考えると文化観光課とみどり公園課の課長に来ていただければ、話が進むのではないかなと感じます。希望ですが、よろしくお願いします。

【事務局】 (亀山所長)	それでは、そろそろ時間となりますので、議事を終了します。本日、進行役を務めていただきました青柳様、浅古様、ありがとうございました。そして、本日ご出席いただきました登録員の皆様、真剣に意見交換をしていただきありがとうございました。事務局から次回の会議場所について一つ提案がございます。新年度ということで、また市民活動センターの方で準備していきたいということで、次回の会議を市民活動センターで開催することを考えています。中央公民館が良いということであれば、引き続き中央公民館で開催いたしますが、場所を変えての開催はいかがでしょうか。
【登録員】	《中央公民館で開催したいとの意見多数》
【事務局】 (亀山所長)	中央公民館で開催したいとの意見が多数でしたので、引き続き中央公民館で実施していきたいと思います。日にちにつきましては4月26日水曜日で場所の方を押さえております。次回の進行役につきましては、引き続き青柳様、浅古様にお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。
【登録員】	《拍手》
【事務局】 (亀山所長)	ありがとうございます。次回のテーマは引き続き「草加市の魅力と経済活性化」となります。それではこれをもちまして平成28年度第4回みんなでまちづくり会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

議事録署名人

議事録署名人

地理

- ・都心に近い

歴史

- ・草加宿(旧道) → ・人力車

文化

- ・ハーブ

市政

- ・コミュニティバス(パリポリくん)
- ・リノベーションまちづくり事業

環境

- ・松原(松並木)
- ・桜並木
- ・そうか公園
- ・綾瀬川 → ・和舟/カヌー
・川辺文化のイノベーション(北
浜テラス)

物産/産業/伝統

- ・せんべい
- ・小松菜、枝豆
- ・地球儀
- ・地場産業(革)
- ・そうかお宝かるた

人

- ・人材(芸術家・職人)
- ・多世代交流
- ・子育てママさんのネットワーク
- ・高年者(ベテラン)の地域活動

草加の魅力 マップ

※前回の意見を分野別にキーワードを整理
※魅力(キーワード)から経済につながるアイデア
等を考えてみる。

建物

- ・図書館
- ・文化会館
- ・草加ヴァリエ
- ・アコスホール
- ・獨協大学

イベント

- ・さくらまつり
- ・草加市民納涼大花火大会
- ・草加駅前よさこいサンバフェスティバル
- ・宿場まつり
- ・ふささらまつり
- ・各町会・自治会のおまつり

など 多数

平成28年度第4回みんなでまちづくり会議

次 第

平成29年1月25日（水）午後7時～
草加市立中央公民館 第1・2講座室

1. 開 会

2. 議 事

<議題>

「草加市の魅力と経済活性化」

3. 閉 会

- (みんなでまちづくり会議)・・・草加市みんなでまちづくり自治基本条例より抜粋
- 第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。
- (1) 前条のまちづくり計画の提案
 - (2) パートナースhipによるまちづくりの政策提言
 - (3) この条例の運用の監視
 - (4) この条例の調査・研究
 - (5) その他この条例に基づくまちづくり
- 2 市は、前項の内容を公表します。
- 3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。
- 4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。
- 5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。
- 6 市議会は、前項の意思を尊重します。

平成28年度第3回みんなでまちづくり会議 意見の整理

■テーマ：草加市の魅力と経済活性化

■趣 旨：レイクタウン等の影響により、そちらに多くの人が集まっており、草加市に人が集まることが少ない。レイクタウン等に来た人に、草加にも立ち寄ってもらえるような、もっと魅力のあるまちづくりの方法はないか。また、お祭りのように一過性ではなく、経済効果へとつなげられる企画や建物など、草加市に人が集まる方法を探す。（提案趣旨）

《Aグループ》

・草加市の魅力について以下の意見がでた。

- ①草加宿：日光街道の中で歴史がある。
- ②松並木：国の名勝に指定されている。
- ③草加煎餅：沢山の種類があり、草加の売りになっている。
- ④葛西用水の桜並木：用水路をととても大事にしている、散歩道になっているのは素晴らしい。
- ⑤皮やゆかた、地球儀：昔から草加で活躍している方々を大事にしていきたい。
- ⑥お祭りが多い：あちこちでやっているお祭りの情報がうまくPRできればもっといい。
- ⑦小松菜や枝豆：おいしいので売りになるのではないかな。
- ⑧ハーブ：草加市は音楽の街ということをもっと宣伝するといひ。
- ⑨建物：松原団地駅前には大きな図書館があり、文化会館もある。草加駅にはヴァリエやアコスホールもある。
- ⑩都内に近い：東武伊勢崎線沿線の人たちの魅力である。

⇒今回は草加の魅力を出したので、次回は魅力の活用の仕方を考えたい。

《Bグループ》

- ・一人で最後まで生きられるコミュニティづくりが大事である。
- ・住んでいる人それぞれが自分のまちを考えていける形をつくっていくことが大切で、いろいろなまちづくりをやっていて、いろんなところでいろんな市民たちが話をしているが、みんなでまちづくり課や産業振興課だけではなくまわりの課につなげて、全体で横のつながりを大事にして草加の魅力をつくり出していくことが大事ではないか。
- ・長く住んでいるとそこに安住してしまって草加の魅力が見えにくいので、新しい人たちが投げかけていって新しい魅力をつくっていけたらいいと思う。
- ・大学と市が密に連携していけたらいい。前回のテーマの時に中学生が話に出てきたが、中学生はもちろん、草加に住んでいる大学生の力をもっと活用できたらいい。
- ・祭りとイベントでにぎわっていてとてもいいが、それが一時的なにぎわいになってないだろうか。
- ・文化的なものとして、例えばコンサートにしても草加は魅力がないので都内に出て行ってしまふ。東京に近いということで、料理屋や結婚式場などもない。東京が近いので文化が育ってないのではないかな。
- ・災害が少なかったり、治水面がすごくよくなってきたことはいい面である。
- ・水質がいいのでゆかたや皮などの産業が育ってきたが、時代の推移の中でそのような伝統産業が衰退しつつあるのは残念である。

《Cグループ》

- ・草加市は職人氣質の人や産業がすごく多い。
- ・人の流動が多いまちなので、人自体が魅力である。
- ・東京から人を集めたいと思うと集まることや、そうか公園という広い公園があるので、例えばボートがあればそこでお金が落ちるのではないかな。そして、人の流れを止めることができるのではないかな。物産展を開催するなど、大きな土地を利用するという手はないのではないかな。
- ・イベントがすごく多くて、大きなお祭り、そして公民館・自治会などの小さなお祭りなど、年間を通してものすごい件数がある。それらのお祭りはあまり宣伝されていないので、街の人は知っているが他の人たちは知らないといったことがあるそうだ。
- ・草加のお宝かるたの中に草加の魅力がいっぱい書いてある。
- ・小道で人力車を走らせるという案が出ていた。
- ・市内には獨協大学があり、獨協大学を利用した企画や学生がかなり多いので、学生が大人数で集まれる場所があればもっとお金を落とせるのではないかな。
- ・松原団地の卒業生に芸術家が多いというのもお宝的なことである。
- ・市外からお煎餅職人を草加に入れば、今の状態に安住せず、もっと新しく繰り広げられていいのではないかな。競争心がなくて課題なのかもしれない。

《Dグループ》

- ・レイクタウンってこんな感じだという話で盛り上がりながら、草加の魅力は何だろうという話をした。
- ・松並木が一番の魅力だという中で、カヌーだけではなくて和舟も走っている。
- ・松並木の一番北の場所でお店をやるなど、せっかく魅力がある場所なので近辺に波及していくといい。
- ・瀬崎ではハロウィンのお祭りをやったらすごく人が来たとか、浅間神社で朝市などをやれたらいいという話があった。
- ・草加はすごく人口が多い。若い人たちが沢山いる。小さい子どもも沢山いる。私たちみたいなベテラン世代もいるといった、多世代が多いことがすごく魅力である。
- ・小さい子のママたちが活発に動けること。綾瀬川のところでママたちが集まってお店を開いているが、そのようなことをやってハイと手を挙げる若いママたちが沢山いることはすごい魅力である。
- ・ザリガニがとれるような自然環境や多世代の人がいることが一番の魅力である。
- ・お祭りがとても多いが、若い人たちは近隣のお祭りがどこでやっているのか分からない。
- ・草加には子どもたちが沢山いることがすごく魅力である。
- ・放課後子ども教室には200人以上のスタッフが子どもたちと関わっており、スタッフが地域に帰っても200人以上の人たちは子どもたちに目を向けてくれている。草加にとってみれば、そうやって子どもたちに目を向ける大人がいることが一番の魅力なので、それから発展していったらいいかなと思う。
- ・子どもたちにふるさとをと言うのが願いである。

《補足意見》

- ・綾瀬川を年間800kmから1000kmくらいカヌーに乗っている。芭蕉像のところから三ツ橋の終点まで1.5kmくらいあるが、終点のところのレストランをやりたいという地元の方の希望がある。松並木を1.5km歩いてきて、お茶でも飲みたいといったらちょうどまい具合に休憩所がある。川中から見ていると、去年あたり

から結構団体が増えてきた。川の上と下で、どこからきたのかと聞くと、川口だ、浦和だ、鳩ヶ谷だとか、近辺の方が2・30人歩いている。しかし、松並木にはトイレがあるだけで休憩所がない。幸い、ぜひやりたいという方がいらっしゃるので、ちょうど1.5km歩いて来てのどがかわいた、おなかがすいたということで休憩することができるのである。草加市も便乗して何かをやるといいと思う。年間2・3回、カヌー教室をやると、獨協大学の学生や小学生が結構興味を持ってくれる。綾瀬川には和舟という大きな船もあるが、自分たちは土日にカヌーで綾瀬川をうろうろしているので探して欲しい。

《市への質問》

・日光街道を全体で見た場合に、草加や越谷といった沿線の市が組んで宿場町を盛り上げようという取組はどのようになっているのか。

⇒観光の分野になるが、今年から6宿連携事業がスタートした。日本橋から埼玉県に入って、草加があつて越谷があつて、春日部があつて杉戸があつて、幸手があつて栗橋があるが、ここが連携してキャンペーンをやっている。それぞれの街をまわっていただくようなスタンプラリーをやっているという取組を始めた。このような流れの中で、どこの市でも当時のにぎわいが失われているという問題を抱えているので、それが産業や人の交流などのつながるきっかけになればいいと思う。草加では来年で15年目になるが、宿場まつりをやっている。杉戸宿は今年400年になったので、初めて宿場まつりを開催した。各地で様々な取組を行っている中で連携しているという動きはある。

《テーマ出題者の感想》

・私の中で貴重な時間をいただいた。草加にいながら草加のことを知らないということが多かったので、草加の状態を教えてくださいすごく楽しい時間になった。ただ、いろんなことをやっても知らない人が多いと言うか、告知力が薄い気がした。様々なことをやっていて、プロフェッショナルの人は沢山いるけれど、草加市の人たちがみんな知っているかというと、私も草加市に5年いても知らないことが多かったもので、本日の話し合いの中で出てきた魅力がすごく勉強になった。そして、もっといろいろ知りたいというのが率直な意見である。また、一つのイベントだけではなくつながりをもった状態で、それが草加市全体としての経済効果につながるようにみんなで協力できるような、そういうアイデアが次の話し合いの時に出ると思う。

《次回の会議について》

・草加には様々な魅力があり、これをどのように次回の話し合いにつなげていくか。

①草加市の魅力が経済の活性化にどのようにつながっていくか。

⇒もっと市民同士がつながって、いろんなことを知って、更にそれを経済効果につなげていくこと。

②世代間の人口の推移を考えた時にどうなのか。

⇒議論の中で新しい力、若い人たちをどのように引き出していくのかという話がグループの中で出ていたが、どのように経済効果につなげていくのか、まちを活性化につなげていくのか。

③世代の一つとして子どもたちの発想をどのように生かしていくのか。

・次回も同じグループのメンバーで、もう一度話を掘り下げていく。次回、新たに参加された方々に加わっていただき、もう少し大きな輪の中で話ができればいい。

みんなでまちづくり会議の運用

みんなでまちづくり会議 の3つの機能

①市民同士の話し合い

議論のテーマを市民が発意し、市民が他の市民と話し合える場として活用できる機能。

同じテーマで活動する団体との情報交換や協力関係を築く場として活用したり、全く別のテーマで活動する団体からの新たな発想や広い視点での意見交換ができる場として活用します。

普段、なかなか接する機会のない市民同士が集まり、意見交換することで、新たな気づきが生まれます。

市民が
集まる場

情報交換
の場

②市からの発信・情報共有

市民からの提案がなくても、出来るだけ定期的な開催が実現できるよう、市が情報を発信したり、市民の意見を聴く場として活用します。特に、市の重要な計画等を策定する場合は、パブリックコメントとは別に、積極的にまちづくりに取り組む市民の意見を聴くことができる機会として活用します。

市の情報
発信の場

市民意見を
聴く場

③提案について考える

提案の前段の相談手法のひとつとして、みんなでまちづくり会議を市民同士の意見交換や協力体制確保の機会として活用し、まちづくりへの市民参加を促進するとともに、提案をより具体性のあるものとなるよう市民同士で提案を考える場としても活用します。

市民への
相談の場

提案を議論
する場

市民同士
の連携

市民活動
の活発化

提案

協働事業

市民自治
の実現

と

パートナー
シップによる
まちづくり

提案できるまちづくり計画の要件

①対等の立場

パートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づくもの
(主体性・対等性・協調性・柔軟性・公開性・普遍性・発展性)

②共通して取り組む目的

市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しないもの

③役割分担

提案者と市の役割分担が設定されているもの
(双方の役割がゼロでないもの)

現代日本の、川辺文化のイノベーション:北浜テラス

京都大学大学院教授・内閣官房参与
藤井 聡

都市河川は、殺風景な都会のオアシス

川沿いのレストランのテラスで、風を受けながらゆっくりと食事やお酒を楽しむ——誠に素晴らしい時間だ。筆者の経験を思い起こせば、ヨーロッパやアジアの国々には、写真-1のような空間があちこちにあったように思う。



写真-1 ヨーロッパでの水辺の風景の一例

しかし、日本にはこうした川辺空間はほとんどない。多くの場合、レストランと川が分断されていて、せいぜい「レストランの窓から川を眺める」というのが一般的だ。

外国ならあたりまえの川辺空間が、日本ではなぜダメなのかと言えば——行政による「河川管理」という概念が、少々過剰に「厳格」に適用されているからだ。

そもそも、川岸や堤防が老朽化で崩れたりしないように、大雨が降っても洪水にならないように、あるいは川辺で遊んでいる人達ができるだけけがをしないように、都道府県や市町村、そして国があらゆる河川において常時、気を配る——こうした「河川管理」ももちろん必要不可欠だ。

しかし我々人間は、「安全でありさえすれば、それで満足」というわけでもない。「パンのみに生きるにあらず」、時に自然と触れ合いながら楽しくゆったりと食事をしたりしたくなるのが人間だ。しかも、田園地域や中山間地に比べれば自然が圧倒的に少ない「殺風景」な都市においては、「川辺空間」というのは、誠にもって貴重な「自然」を感じることができる「オアシス」だ。この空間を、都市に集う人々の「ゆったりとした食事やお酒をたしなむ空間」、いわゆる「アメニティ」(快適)や「レクリエーション」(気晴らし)の空間として活用しないの

は不条理極まりない。だからこそ、諸外国では当たり前のように川辺空間がレストランやバー等にも活用されているわけである。

しかもそれは、「かつて」の日本においても同様だった。

その典型が京都の真夏の鴨川や貴船の川床であり、東京の屋形船もその一例だ。これらはいずれも、日本人が江戸時代から川を楽しみながら食事することに大いなる価値を見出し、そういう文化を作り上げていたことの証左だ。

しかし、そうした風習は、戦後、日本が近代化し、「行政による河川管理」がより厳格化されるにしたがって徐々に失われていった。上述の京都の川床等、古くから続けてこられた一部の例外を除

けば、河川空間がレストランやバーとして活用されることはほとんどなくなっていった。そして誠に遺憾ながらも、写真-2に示したような河川敷空間が、全国の都市空間に広がっていったのであった。



写真-2 後に「北浜テラス」として再生される前の、北浜エリアの河川空間。建物と川の間の空間は、十分に活用されず、「死んだ」状態で放置されていた

現代版「川床」(テラス)で、人気スポットになりつつある北浜

そんな中、今新しい動きが芽生え、まさに、河川空間を使つたまちづくり「イノベーション」が訪れようとしている。

大阪市の土佐堀川の南岸エリア「北浜」だ(次頁図-1)。

「北浜」といえば、かつて大阪証券取引所があった都心の金融街。この街は大阪の「キタ」や「ミナミ」とは違って、週末になれば閑散とするようなビジネスエリアだった。

それが今、俄かに若者が集う穴場的なスポットとして注目を集めている。

ニューヨーク本店のコーヒーショップBrooklyn Roasting Company国内1号店や、ネット上の口コミで「大阪都心に居ながらにして、ベネチアやパリのセーヌ川の畔にいる気分」などと絶賛されているモトコーヒーが出店してい

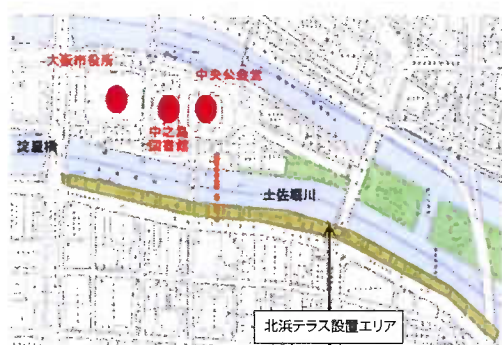


図-1 「北浜テラス」のエリア

る。これらの店はいずれも、河川敷の敷地上に「川床」すなわち「テラス」が設置されている。最近ではカフェ・ノースショアが来店し、いつも「行列」ができるほどに賑わっている。「大阪人は行列に並ばない」というのがこれまでの飲食業界の常識だったらしいが、このカフェの魅力は、その常識を覆すものとなっているようだ。ネット上ではこのテラスもまた、「都心でこんな開放的な気分を味わえる」等と絶賛されている。

筆者もこれらの店舗を訪れてみたが、実に素晴らしい空間だった。これまで海外でしか味わえなかった雰囲気が、あちこちの店のテラスで味わえる(写真-3)。そして、平日の午後だというのに、自分一人の席を見付けるのが精一杯になるくらい、店内は若者であふれかえていた。

この北浜エリアにこうしたテラス付きの店が11店舗出店しており、現在、その数もさらに増える予定だという。北浜はこれから、大阪の若者文化エリアの一つとして、さらに発展していくことは間違いないようである。



写真-3 「北浜テラス」の一風景

河川インフラがもたらした、街のイノベーション

ただし、北浜エリアにこうした「テラス」ができてきたのは、そんなに古い話ではない。それは2009年、今から7年前のことだった。

大阪府は、この年に「水都大阪2009」という、歴史的に「水の都」と呼ばれてきた大阪の伝統をふまえたイベントを開催した。開催地は北浜を含む中之島公園を中心とするエリアだった。

このとき、北浜の3つの店舗で、イベント期間限定で「テラス」を仮設することになった。そしてこの「仮設」的なテラスが、イベント終了後も「継続的」に設置されることとなり、そ

れが今日に至っている。

しかし、このテラスを設置することは、「河川管理」の点からいうと容易なことではなかった。

そもそも、テラスが設置される空間は、図-2に示したように「防潮堤」の内部の空間であり、法的に

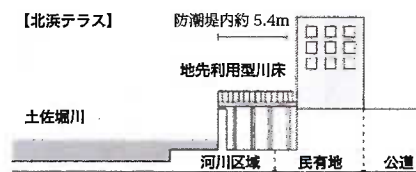


図-2 北浜テラスの断面図

は「河川区域」と呼ばれる大阪府が管理する空間だ。つまり、店舗のテラス部は民有地ではない「政府」の持ち物であり、勝手に民間人が商用目的で占有してはいけない「公共空間」なのである。

日本において、北浜テラスのような空間がこれまでになかった最大の原因がここにある。「公共空間を、民間の商売に勝手に使うのはまかりならぬ」という発想だ。

これは、ヨーロッパでそこかしこで見られる街中の「オープンカフェ」が、日本では「公共空間である道路を、商売のために占有するなぞ言語道断」という発想のせいではほとんど見られない、という事情と全く同じだ。融通の利かない過剰なコンプライアンス(法令順守)が、日本の文化レベル、文明レベルを押し下げている典型例だ。

しかし、そうした思いは川を大切に思う大阪の人々をはじめ、長年河川の管理を行ってきた大阪府や中央政府の関係者の一部においても、確実に共有されていた。つまり、諸外国では当たり前の河川空間の実現を阻み続けているこの「法律の壁」を何とか乗り越えない限り、日本は諸外国よりも一つ文明レベルが低いままの国になってしまう——大袈裟に言えばそういう思いが一部の河川関係者の意識の中に潜在し続けていた。

そうした大阪の人々や行政関係者の思いが、水都大阪2009というイベントの時に、期間限定という形で結実することになる。「河川区域の民間占有」に理解の浅い「頭の堅い役人達」であっても、大阪府が行う一大イベントの際には期間限定で「柔軟な運用」を行うことを許容することになったのであり、結果、北浜での三店舗の「テラス」が河川区域内の空間に設置され、商用占有利用がなされることになったのである。

その結果、徐々にテラスを持った店舗数は拡大していき、「北浜のブランドイメージ」それ自身が変わっていった。そうすると、今度は既存の川沿いの店舗がテラスを出すだけでなく、「テラスが出せる」ということを理由に、この北浜に優良なカフェやレストランが出店していくようになっていった。これはつまり経済学的にいうなら、北浜でテラスが出せる行政環境が整備されたことを通して、良質な民間投資が北浜で進められるようになった、ということである。

そしてその結果、北浜のブランドイメージも魅力もさらに向上することとなり、さらに多くの若者が集い、今まさに、新

しい都市エリアへと再生されていくことになったのである。

すなわち、河川インフラに新しい活用法を導入した結果、北浜の街の在り方そのものに「イノベーション」がもたらされたのである。

河川区域の「活用」に向けて柔軟化してきた「河川法」

ただし、大阪府にこうした「柔軟」な対応ができた背景には、河川について定められていた「河川法」が近年改定されてきていた、という背景があった。

そもそも、敗戦直後の1947年、戦後体制の中で新しく河川法が制定された時、その主たる目的は、「利水」(生活用水、工業用水、発電、等に水を活用するの意)だった。その後、洪水の頻発を受けて、1964年、「治水」(大雨等による洪水対策)に重点的に配慮する方向で改定された。

これらの時点で、国や県が持つ河川敷を商用利用する、という発想はなかったのだが、1997年には、「環境」問題に対する社会的な認識の深まりを背景として、河川の「環境」の整備や保全も重要な目的として河川を活用すべきであるという方向の法改正が加えられた。

この時の改定の際に、ようやく河川を「レジャー」で活用することを認める思想が河川法にはじめて導入された。そしてその後、その方向での法整備が進められていくようになる。

まず、1999年に「河川空間を占有利用することを許可する制度」(河川敷地占用許可準則)がつくられた。この時点ではまだ、河川敷地に民間の「レストラン」をつくる制度は完備されていなかったが、その後、都市再生のために河川空間をより効果的に活用すべきであるという方針が明らかにされ(2002年)、その許可内容もより柔軟化していった(2004年)。

こうした流れの中で2005年、「社会実験」の形で始めて、河川敷地内に飲食可能なテラスがつくられることになる。

その事例は広島だったが、その後、この経験を活かす形で、北浜でも2008年に実験が行われることになった。かねてより、真夏の天神祭の時には、土佐堀川の北浜エリアでは、一部川床を出していたという。だからその風習を祭りの時以外にも適用しようということで、社会実験が行われたのである。

そして、大阪府の水都大阪のイベントの際に改めて「北浜テラス」が本格的に導入されることになったのは、先に述べた通りである。

なお2005年の社会実験や、2009年での北浜テラスの設置にあわせて、社会実験やテラス(川床)を想定するものへと許可制度が改定されている。そして、北浜テラスの経験を踏まえて、民間主体でも河川区域を占有可能となったり、「国」ではなく「都道府県」が占有区域を指定することが可能となったり等、許可制度自体も改定されている。

つまり北浜テラスは、河川に関わる法制度の変遷の流れ

を受けて実現した一方で、その北浜テラスの取組みそれ自身が河川に関わる法制度を改訂させていったのである。

北浜テラスを実現させた、「水辺まちづくり運動」

このように、北浜テラスは一面においては、国レベル河川に関する法制度の変遷の中で実現したものではあるが、もう一面においては、政府や行政とは何の縁もゆかりもない、「大阪の川」をただ愛する一般の人々の努力の賜でもあった。

そもそも、新しい河川法の下、大阪府は、北浜の河川敷地を、カフェやレストランのテラスに利用することを「許可」したのだが、「許可」を与える対象は個々の店舗ではなく、「北浜水辺協議会」という団体であった。各店舗は、この「協議会」からテラス設置を承認される、という格好となっている。

この北浜水辺協議会は、民間の任意団体としては全国で初めて、「河川敷の包括的占用者」に許可された団体だったのだが、この団体がなければ、北浜テラスは今日の形で実現することはあり得なかった。

そして、この協議会の設置にあたって中心的役割を果たした団体の一つが「水辺まち再生プロジェクト」というNPOであった。

このNPOは、水辺不動産という不動産会社を主催する末村巧氏らによって2000年に設置された4人の小さな集まりだった。この4人ははもと「大阪の川」が好きで集まり、船を借りて大阪の川をあちこち探索するなど、大阪の川で「遊ぶ」活動をしていたという。

そんな時、北浜あたりを船で通過していると、多数のホームレスが河川敷の空間で寝泊まりしているようすが目に入った。ホームレス達が皆ブルーシートを使っており、いかにも景観上望ましくない(写真-4)。ということで、当初は、もう少し景観に配慮した色彩である「ブラウン」のシートを配布する、「ブラウン・シート大作戦」を展開し、景観改善を果たす活動もしていたという。

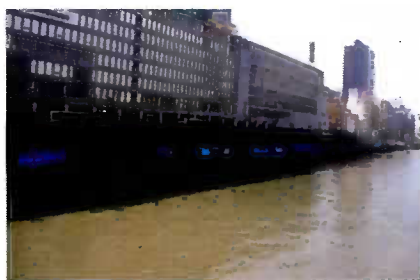


写真-4 2002年当時の大阪の水辺の風景

こうした彼らの「川遊び」は、あくまでも「遊び」ではあるものの、どこかに「パブリック」(公共的)な要素を宿すものもあった。水辺「だけ」の情報を記載した大阪水辺マップを作ったり、「水辺ランチ」や「水辺ナイト」等の川辺でさまざまなイベントを開催するなどを通して、一般の方々に水の都大阪の「水辺」が持つ潜在的な魅力に気付いてもらおうとするのが主体的なものだった。こうした彼らの活動は、今日ではしばしば、河川を活用したまちづくり運動である「水辺まちづくり」ということもできるだろう。

こうした彼らの「川遊び」を基調とした「水辺まちづくり」の活動は(それぞれ独自に進められてきた「NPOもうひとつの旅クラブ」や「omp川床研究会」の活動と重なり合い、有機的に連携していく事を通して)、2009年の水都大阪のイベント、「北浜テラス」を本格展開するプロジェクトへとつながっていく。そもそも彼らのNPO活動を通して、ビルや店舗のオーナーや行政関係者との人的ネットワークが形成されていたのだが、このネットワークが北浜テラスの「行政からの許可」を受ける主体である「北浜水辺協議会」の形成において決定的に重要な役割を演じるようになったのである。

そしてこの協議会は、イベント後の北浜テラスの継続的設置や、テラス店舗をさらに増やすための「営業」活動等をさまざまに展開し、テラス数は年々増加していった。2016年現在11店舗、11テラスへと拡大し、今や北浜の「ブランドイメージ」が変わるまでに至ったのは、先に紹介した通りである。

北浜テラスを実現させた 「治水技術」と「伝統文化」

このように、北浜エリアにイノベーションをもたらした「テラス」は、より柔軟な河川空間の活用に関する法制度と、川辺空間をより文化的・文明的なものにしたいという地域の人々の熱意の両者によって結実したものであるが、その実現には、さらに次のような2つの異なった背景要因があったことも指摘しておきたい。

第一に、この土佐堀川を含む大阪市の河川システム全体の「治水事業」とそれを支える「土木技術」である。そもそも、この土佐堀川の「水位」が豪雨や高潮の時に簡単に上昇し、堤防の高さを超えることが毎年起こるようでは、水辺空間のレストランやカフェなどの日常的営業は事実上不可能となってしまう。特に北浜の少し下流側には、計画水位よりもより「低い」位置に作られた「デッキ」(つまり、河川敷でなく、河川そのものの上部に作られた公共施設)にレストラン、カフェが作られているケースもある(中之島にぎわいの森プロジェクト)。これらのカフェ、レストランの運用が可能なのは、河川の水位が、どれだけ高潮や豪雨があろうとも、常に一定値以下となるようにコントロールされているからだ。

大阪府では、河道改修(川の幅それ自身を広げる工事)や水門による高潮の内陸部への侵入対策に加えて、「貯留池」(内陸部につくる、雨水をためるため池)や「地下河川」(大雨の時、大量の雨水を高速で排水していくためにつくる地下の川)等を総合的に活用し、水位が一定以上にならないように、常に河川システム全体を「コントロール」している。

そもそも水の都大阪は、洪水の都でもあった。だからこそ何百年にもわたって、大阪の人々は洪水と闘い続けてきたのであり、そのおかげで、きわめて高い技術レベルの水位管理が可能となっている。これこそ、北浜テラスが実現した重要な技術的背景である。

第二に、何百年も前から日本に存在し続けた川辺利用に

についての「伝統」もまた、北浜テラス実現において決定的な役割を担っていた。そもそもテラス利用の「社会実験」の地として北浜が選定されたのは、日本三大祭りの一つである「天神祭り」で、このエリアの水辺空間が長年活用され続けてきたことに重大な背景がある。。

そして大阪の隣街、京都で長年続く鴨川の納涼川床もまた、北浜テラスの実現で重大な役割を担っている。北浜テラスの設置に尽力したNPO、協議会の方々は、京都の鴨川の川床の文化をこの大阪に根付かせたい、というイメージを持ちつつ、この活動を行ったという。そして、テラス設置にあたって各種の調整を図る際には何度も鴨川の川床の関係者の話を聞きに行ったという。

自分自身の文化の土壌の上に、他文化の良質な要素を混入する——世界中のあらゆる地域で繰り返されてきた文化発展の「王道プロセス」が、今まさに、北浜の地で展開しつつあるわけである。

北浜の文化イノベーションを 全国の水辺空間で展開するために

川辺空間は、とかく殺伐としがちな都会にあっては、稀有なオアシス空間である。多くの国々ではこの空間を上手に活用し、豊かな都市をつくりあげている。しかしわが国では、過度に厳格な「河川管理」のために、そんなオアシス空間は活用されず、「死んだ」状況に追いやられてしまっている。しかしそうなのは現代になってからであり、かつて日本人は、諸外国と同じように豊かな川辺空間を築きあげてきた。

北浜テラスは、いったん失ってしまったそんな豊かな都会の川辺空間を「取り戻す」ものだった。人々を川から遠ざけていた過剰な法律コンプライアンスという名の「事なかれ主義」の壁を乗り越え、現代文化と川を融合させたところ、滅多に行列しない大阪人達が喜々として行列を毎日作り続けるほどに魅力的なテラス＝川床空間が出来上がった。そしてこの北浜テラスは今、北浜の街の文化それ自身を根底から変えつつある。この北浜の「文化イノベーション」は、日本中に「伝染」していく力をも持っている。

すでにそれを実現する法制度は、この北浜の経験を通して整備済みだ。そして何より、テラスを実現し、豊かな水辺文化を作り上げた「北浜という事例」が今や、日本中の都市住民に提示できる状況にもある。後はそれぞれの地の人々が、天神祭りを愛する大阪人が京都の鴨川の水辺文化を参考に自らの文化を一つ高度化させたように、北浜に触発されながらそれぞれの地の「文化」の土壌の上に新しい文化を展開させる努力を重ねれば、それぞれの地に固有の新しい水辺文化が花開くに違いない。

一つの小さなイノベーションは、日本を変える力を持つ——北浜テラスに関わるあらゆる人々、そして日本中のすべての水辺に関わる人々の「水辺文化」を巡るさらなる奮闘、心から祈念したい。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成 16 年 6 月 18 日

条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本方針と基本原則(第 3 条―第 5 条)

第 3 章 市民の権利と責務(第 6 条・第 7 条)

第 4 章 議員と市議会の責務(第 8 条・第 9 条)

第 5 章 市長と市の責務(第 10 条・第 11 条)

第 6 章 市政運営(第 12 条―第 17 条)

第 7 章 まちづくりの環境整備(第 18 条―第 22 条)

第 8 章 まちづくりの参画手続(第 23 条―第 26 条)

第 9 章 住民投票(第 27 条・第 28 条)

第 10 章 条例の検証(第 29 条)

第 11 章 委任(第 30 条)

附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。
市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- (4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- (5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第 2 章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第 3 条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの 7 つの原則)

第 4 条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第 5 条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第 3 章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第 6 条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

- 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。
- 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第 4 章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第 8 条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第 9 条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第 5 章 市長と市の責務

(市長の責務)

第 10 条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第 11 条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

- 2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。
- 3 市は、第 1 項と第 2 項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。

- 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
- 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

第 6 章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第 12 条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第 13 条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。

3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報保護)

第 14 条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第 15 条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第 16 条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第 17 条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第 7 章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第 18 条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第 19 条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第 20 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第 21 条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第 22 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第8章 まちづくりの参画手続

（まちづくりの相談）

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

（まちづくり活動の登録など）

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

（まちづくり計画の提案）

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

（みんなでまちづくり会議）

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

（住民投票）

第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

（住民投票の発議・請求）

第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章 条例の検証

（条例の検証）

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、

この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章 委任

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに

関する規則

平成 26 年 9 月 30 日

規則第 31 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 まちづくり活動の登録等(第 3 条-第 9 条)

第 3 章 まちづくり計画(第 10 条-第 16 条)

第 4 章 みんなでまちづくり会議(第 17 条-第 30 条)

第 5 章 委任(第 31 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号。以下「条例」といいます。）第23条から第26条までの規定に基づくまちづくりの参画手続について、必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この規則における用語の意味は、条例の例によります。

第 2 章 まちづくり活動の登録等

(まちづくり活動の登録資格)

第3条 条例第24条に規定するまちづくり活動の登録をすることができる市民は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 市民であること。団体の場合は、3人以上の構成員により組織され、主たる構成員が市民であること。
- (2) 次条に規定するまちづくり活動に取り組んでいる、又は取り組もうとしていること。

(まちづくり活動の要件)

第4条 前条第2号に規定するまちづくり活動は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 特定の政治的又は宗教的な目的を持っていないこと。
- (2) 専ら営利や私的な利益を目的としていないこと。
- (3) その他公序良俗に反する目的を持っていないこと。

(登録手続等)

第5条 まちづくり活動の登録をしようとする市民（以下「申請者」といいます。）は、まちづくり活動登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければなりません。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、申請者に対し、まちづくり活動登録決定・否決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、登録を決定したときは、まちづくり登録員証（第3号

様式）を交付するものとします。

3 市長は、前項の登録を決定したときは、速やかにまちづくり登録員名簿（第4号様式）に登録するものとします。

4 まちづくり登録員は、第 1 項の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにまちづくり活動登録事項変更届（第 5 号様式）により市長に届け出なければなりません。

5 まちづくり登録員は、まちづくり活動の登録を辞退しようとするときは、まちづくり活動登録辞退届（第6号様式）により市長に届け出なければなりません。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり活動の登録を取り消すことができます。ただし、第1号の場合には、必ず取り消すものとします。

- (1) 前項の届出を受けたとき。
- (2) 第3条及び前条に定める要件を欠いたとき。
- (3) 第1項の申請又は第4項の届出に虚偽の内容があったとき。

7 市長は、前項の規定によりまちづくり活動の登録を取り消したときは、まちづくり活動登録取消通知書（第7号様式）により当該まちづくり登録員に通知します。

(登録内容の公表)

第6条 市長は、市民及びまちづくり登録員相互の交流を図り、主体的なまちづくり活動を活性化するため、前条第2項の規定により登録されたまちづくり活動の登録の内容を公表することができます。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）にのっとり、個人情報の保護に配慮しなければなりません。

(報告等)

第7条 市長は、必要であると認めたときは、まちづくり登録員に対し、まちづくり活動の状況について報告を求め、又は意見を聴くことができます。

(人材育成)

第8条 市長は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、まちづくり登録員に対し、学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動に関する情報を積極的に発信するものとします。

(助成事業への応募)

第9条 まちづくり登録員は、市長が別に定めるところにより、ふるさとまちづくり応援基金の助成事業に応募することができます。

第 3 章 まちづくり計画

(まちづくり計画の要件)

第10条 条例第25条に規定するまちづくり計画は、次に掲げる要件を満たさなければなりません。

- (1) 条例第4条に規定するパートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づく対等な協力関係があること。

(2) 市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しない形で、市と共通して取り組む目的があること。

(3) 社会的役割又は機能に応じて、市民と市との役割分担が設定されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は提案できないものとします。

- (1) 市に対する個人的な苦情・要望等
- (2) パブリックコメントその他これに類する手続を実施した政策案に関する提案
- (3) 提案者又は特定の個人・団体等の営利を目的とした提案
- (4) 特定の政治的又は宗教的な目的のもの
- (5) その他条例の目的に反するもの

(事前相談)

第11条 まちづくり計画の提案をするまちづくり登録員（以下「提案者」といいます。）は、まちづくり計画事前相談書（第8号様式）を作成し、事前に市に相談を行うものとします。

(他のまちづくり登録員への意見聴取)

第12条 提案者は、前条の事前相談を行った後に、条例第26条に規定するみんなでまちづくり会議（以下「会議」といいます。）に議題を提出し、まちづくり登録員の意見を聴くものとします。

2 前項の場合の手続は、第20条の規定を準用するものとします。

(まちづくり計画の提案)

第13条 提案者は、前条の手続を経て提案を行うときは、市長にまちづくり計画提案書（第9号様式）を提出しなければなりません。

(市政への反映の検討)

第14条 市長は、前条の規定による提案について、市政への反映を検討するものとします。

2 前項の検討手続については、市長が別に定めます。

(市政への反映結果の説明)

第15条 市長は、条例第26条第4項の規定により同項の反映の検討結果を会議に説明しなければなりません。ただし、次の場合には説明を拒むことができます。

- (1) 会議の目的である事項に関係ないと認められるとき。
- (2) 草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）第7条各号に掲げる非公開情報に該当するとき。

2 市長は、前項ただし書の場合であっても、同項各号に該当しない部分については説明しなければなりません。

(市議会への発言要求)

第16条 会議は、前条の説明を受けて、当該議題について条例第26条第5項の規定による要求を行うときは、意見陳述申出書（第10号様式）により、市議会に対し、意見を述べる機会を求めるものとします。

第4章 みんなでまちづくり会議

(みんなでまちづくり会議)

第17条 会議は、定例会議と臨時会議とします。

2 定例会議は、原則として、毎年1月、4月、7月及び10月に開催します。ただし、災害などやむを得ない場合には、この限りではありません。

3 臨時会議は、緊急に会議を招集する必要があるときに開催します。

4 前3項に定めるもののほか、15名以上のまちづくり登録員から請求があったときは、会議を開催します。

(会議の開催)

第18条 会議は、市長が招集します。

2 市長は、会議を開催しようとするときは、会議の開催日の30日前までにまちづくり登録員に対し、会議の開催日とその時間、開催場所、開催目的等を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

3 前項の通知は、原則として、広報紙及び市ホームページへの掲載並びに電子メールの送信により行うものとします。

(会議への出席)

第19条 まちづくり登録員は、会議に出席することができます。ただし、団体であるまちづくり登録員の出席者は1名に限ります。

2 会議に出席する者は、第5条第2項のまちづくり登録員証を持参しなければなりません。

(議題の提出)

第20条 まちづくり登録員は、条例第26条第1項各号に掲げる事項について、会議に議題を提出することができます。ただし、第10条第2項各号に掲げる事項は除きます。

2 まちづくり登録員は、前項の提出を行うときは、みんなでまちづくり会議議題提出書（第11号様式）を市長に提出しなければなりません。

3 市長は、前項の議題の提出を受けたときは、当該議題が条例第26条第1項各号に掲げる事項に該当するかどうかを審査し、みんなでまちづくり会議議題決定通知書（第12号様式）により、当該議題を提出したまちづくり登録員に対し通知するものとします。

4 市長は、前項の審査の結果、会議に提出することに決定した議題について、次の会議に提出するものとします。

5 市長は、条例第26条第4項の規定により会議において説明を行うなどの必要があるときには、会議に議題を提出することができます。

6 市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか条例第26条第1項各号に定める事項について、会議に議題を提出することができます。

(提出説明)

第21条 会議に議題を提出したまちづくり登録員（以下「議題の提出者」といいます。）は、会議において当該議題について説明を行わなくてはなりません。この場合において、議題の提出者が説明を行わないときは、やむを得ない場合を除き、当該議題については話し合いを行わないものと

します。

2 前項の説明は、前条第4項の規定により会議に提出された順番により行います。

(会議の進行)

第22条 会議の進行は、事務局又は事務局が委任した者が行います。

(出席者の発言権)

第23条 出席者の発言権は、これを保証します。

(議事録)

第24条 会議の議事録は、事務局が作成します。

2 議事録には、出席者のうち2名が署名します。

3 事務局は、議事録を作成後速やかに市長に提出しなければなりません。

4 市長は、前項の送付を受けたときは、市長が別に定める方法や場所により、公表し、一般の閲覧に供しなければなりません。

(関係者の出席等の要請)

第25条 市長は、必要に応じて、関係者の出席及び資料の提出を要請することができます。

(専門家の出席)

第26条 市長は、議題の内容に応じて、会議に知識経験者等の専門家を出席させることができます。

(会議の秩序維持)

第27条 会議の出席者は、会議の秩序を乱す次のようなことを会議の場で行ってはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 大声で騒ぐなど議事の進行を妨げる行為
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(会議の公開)

第28条 会議は、公開とします。

(傍聴)

第29条 市民は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴できる人数については、市長が開催場所に応じて別に定めます。

3 傍聴は、静粛を原則とし、次に掲げる事項を守らなくてはなりません。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 第27条各号に定める行為を行わないこと。

(事務局)

第30条 会議の事務局は、自治文化部みんなでまちづくり課に置きます。

2 会議の庶務は、事務局が行います。ただし、まちづくり登録員から協力の申し出があった場合、会議の庶務（第24条に規定する議事録の作成を含

みます。）について、協力を申し出たまちづくり登録員に協力を依頼することができます。

第5章 委任

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、まちづくりの参画手続について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行します。

(草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則の廃止)

2 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則（平成16年規則第56号）は廃止します。